

私たちが選んだ日本国憲法条文 ベスト 3

石出みどり

1. はじめに

本稿は公開研究授業3年生必修「現代社会」¹⁾の「憲法第24条と私たち」²⁾で設定した課題についての報告である。11月の憲法学習に先立ち、学習への動機づけの意味も含めて夏休みにつきの課題を課した。

私が選んだ日本国憲法条文 ベスト 3

日本国憲法には、素敵な「前文」に続いて全部で（　）条の条文があります。この中からあなたが最も大切だと考える条文を3つ選び、理由を添えて提出してください。ベスト3を選んでもらいますが、その中で順位をつける必要はありません。憲法は教科書の最後に資料として記載されています。条文の数字をまちがえないよう、提出前に確かめてください。

(以下略)

「現代社会」が3年生の必修科目となったのは今年が初年度で、3年生がどれほど課題に本気で取り組むか見当はつかなかった。しかしほぼ9割の生徒が課題を提出し、概ねは教科書に付された憲法を読み、自分なりの選択理由をそれぞれのことばで記していた。

集計結果は図表1（分布状況）と表1（上位10位）に示したとおりである。第9条に多くの票が集中することが予想されたため、「ベスト1」ではなく「ベスト3」を選択させ、生徒の関心と意識を調査した。「憲法第24条と私たち」の学習の導入のために設けたものだが、提出物を読み進むうちにより有効な活用の可能性も考えられた。しかしこの調査結果についてとりあげられる時間は10分ほどであり、せめて生徒が互いの意見を知ることができるよう、資料にまとめ配布した。第1位の第9条は80名中21名の、第2時の授業でとりあげた第24条は11名全員、他の上位10位までの条文については8名程度の意見を抜粋している。なるべく多くの「最も大切だと考える理由」を載せたため大部となった。配列は順不同、表記を若干あらためたほかはすべて原文どおりである。

図表 1

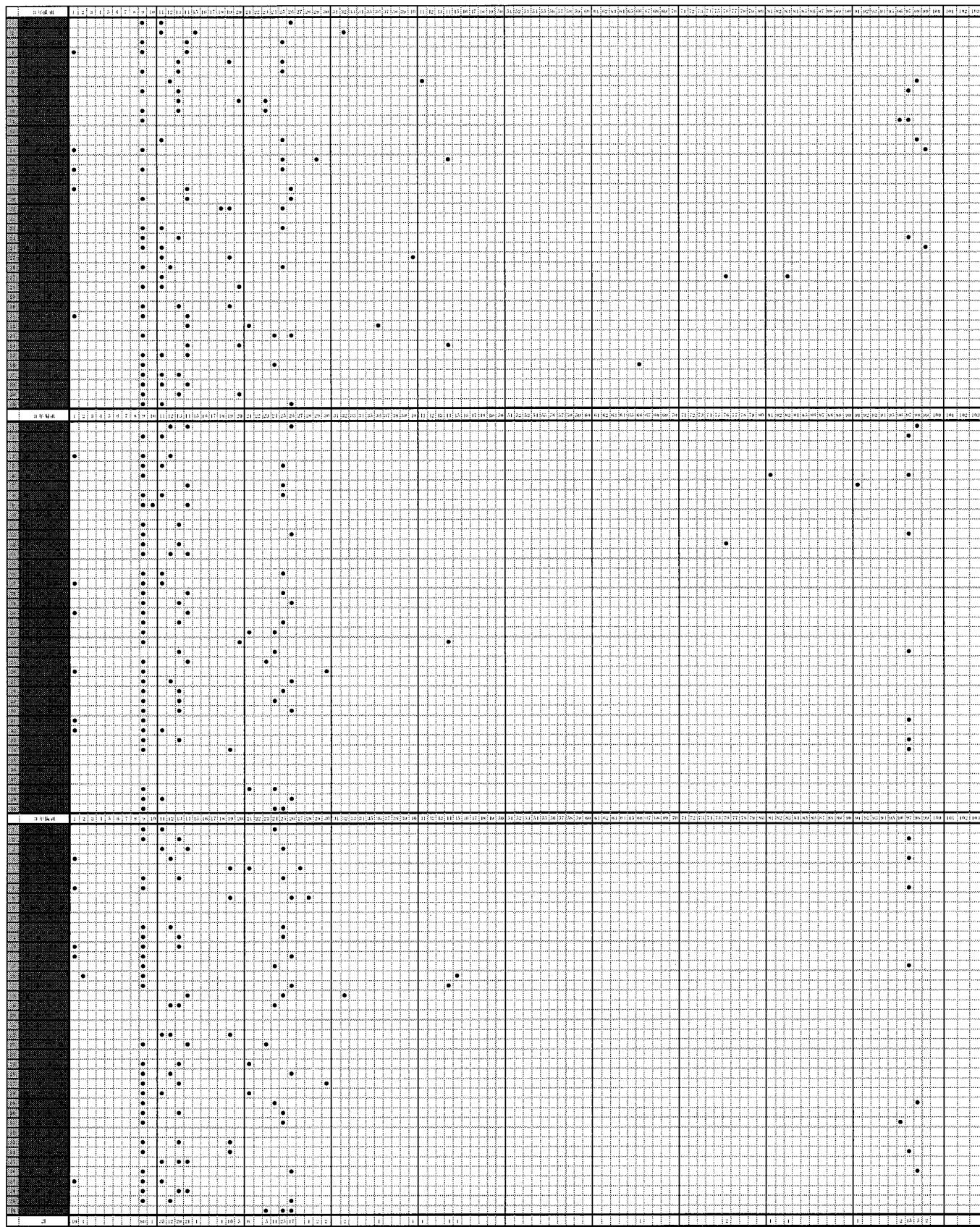


表1 「私が選んだ日本国憲法条文ベスト3」集計結果

1位	第9条	80票
2位	第11条	35票
3位	第13条	29票
4位	第25条	25票
5位	第14条	21票
6位	第26条	17票
7位	第1条	16票
8位	第97条	15票
9位	第12条	12票
10位	第24条	11票

*ひとり3票ずつ投票した数の集計

2. 「私が選んだ日本国憲法条文 ベスト3」

1位 第9条 [戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認]

- 第9条 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

1. この憲法は日本の戦争放棄が書いてある。前から戦争はなくなるべきだとずっと思っていたし、修学旅行で沖縄に行って戦争の悲惨さを目の当たりにして、よりいっそう戦争反対思考がさらに強くなった。戦争放棄をしている国はそれほど多くはないからこそ、憲法に堂々と記している日本が世界のリーダーとなって戦争を放棄する国を増やすべき。そのためにもこの憲法はとても重要だ。この憲法を改訂なんてしなくていいし、する必要もないと思う。
2. 多分先生は絶対これが狙いなんだろうな、と思う条文。仮に自分が死ぬことを考えるとやっぱり怖くてしょうがないので、人が死ぬ戦争に加担してはいけないと思うから。でもその反面、攻撃されそうでも実際に事が起こらないと手が出せないというのもまたイライラする話のように思われる。この条文については賛否両論巻に溢れているが、スパッと解決しないのも当然のように私は思う。
3. 今、まさに自衛隊のことで問題になっている条文だが、私は沖縄に行って、初めてこの条文の大切さ、重さを感じた。というのは、沖縄での平和学習で、実際に壕に入ったり、ひめゆり記念館での元ひめゆり学徒隊だった方の話を直接聞いて、戦争の悲惨さや実態を語感を通して学び、戦争は二度と起きてはならないものだと考えたからである。
4. 自国の平和、国際平和のために、戦争を行うことはもちろん、武力行使も戦力保持も一切禁じているから。戦争をやっていては平和になど成り得ないから。もし、これがなければ、きっと日本はアメリカやイギリスとともに参戦してイラクやアフガニスタンを攻めに行ってしまったのではないかと思う。憲法にこの規定があるから、日本は歯止めがかかっているのではないかと思う。
5. 全文を読んでみて、日本国憲法を日本国憲法たらしめているのはやはりこの条文であると思ったから。実際はこの条文に忠実な日本がつくられているかどうかということは置いておいて、この条文が

かかげる平和への決意は、日本だけでなく全世界がこの条文を何度も読んで常に心に留めておくべきものであると思うので、この条文はなくてはならないと思う。

6. (どう読んでも) 戦争をしないということがはっきり書かれているから。この短い文章をよくもここまで裏読みができるなあ、と感心するくらい解釈改憲がなされていますが、純粹に読めば戦争、戦力、交戦権のすべてを放棄している、つまり戦争には参加しないと言っているわけです。このような条文は先進国の中では他に例はなく、(アメリカに押し付けられたといっても)素晴らしいものだと思います。解釈改憲というのはとても日本ので良くないし、キリがないから憲法自体を変えてしまおうという考え方もありますが、私はそれでもこのはっきり平和主義を謳った条文は残してほしいと思います。
7. 第二次世界大戦の反省に立ち、日本が戦争を放棄し、平和国家として出発することを宣言した条文であり、世界に例を見ない、日本の國のあり方を示した重要な条文であると考える。自衛隊の存在が違憲か、合憲かという問題を抱え、長年国論を二分させてきたが、日本が60年にわたり戦争を経験しない平和な国になったのは、この条文のおかげであると思う。
8. 大日本帝国憲法では、天皇が統帥権を保持していたため、交戦権の放棄、武力の行使への反対の記述は、第一に重要なことではないかと、切に思う。しかし、米とイラクの戦争への自衛隊の派遣については憲法違反だと思うし、そもそも自衛隊の存在については、広く、議論すべきだと思う。
9. 戦争放棄を規定した憲法はフランス革命時のフランス憲法やドイツ、イタリアなど、決して少なくはないけれども、これらの憲法は侵略戦争の放棄を意味するにすぎない。一方第9条では一切の武力の行使と一切の戦力を保持しないとし、交戦権も認めないと、平和主義を徹底させており、残して置いてほしいと思うからである。最近は改憲が騒がれ、拡大解釈された意味がまかり通っている。しかし、戦争はどのような形でさえ、起こってはならないことだと思う。「自衛のための戦力の最低限度」と言いながら世界でもトップレベルの軍事力を持っている自衛隊を支持する人達は、もう一回この条文を読み直すべきであると思う。
10. 第9条は、世界各国の憲法の中でも稀に、徹底した平和主義を定めたものだから。また、どんな場合でも正当な戦争などなく、戦争は過ちだと思うので、第9条の拡大解釈が行われていても第9条の理念を持続けるべきだと思うから。
11. 終戦から六十年しか経っていないのに、憲法改正が騒がれてる今。敗戦国として、そして唯一の被爆国としてこの憲法を守るべきだと思う。
12. 日本以外にも戦争放棄を定めている、フランス、ブラジル、イタリア憲法がある。(ドイツにも戦争否定の規定がある。)しかし、日本国憲法のように、徹底した平和主義を表明しているのは、日本のほかにコスタリカ憲法しかない数少ないものである。戦後60年という節目の年である今年、本当に9条は守られているのか、きちんと考え方を直す必要であると思ったから。
13. 第9条の理念は素晴らしいと思うが、その理念を日本が貫徹できる程、現実は甘くないのでは…という気もする (ex. 自衛隊)。9条を改定してしまうのは、今まで日本が保ってきた平和への秩序が壊

れてしまう気がして、反対だが、将来的に改定されてしまう余地も十分あるわけで、平和主義、戦争放棄という信念が非常に不安定であると思わずにいられない。

14. 第一次世界大戦、第二次世界大戦で多くの人の犠牲の代償に唯一得られた教訓であり、各国の中でもっとも平和な憲法として尊敬されてきたから。最近解釈憲法や憲法を変えようとする動きが強まっているが、もし憲法を変えてしまったら、アメリカとともに海外で戦争をし、現在でも世界第2位の軍事費に拍車がかかり、国民への負担が大きくなるだろう。そして何より過去の戦争における多くの人の死が無駄になってしまふ。この素晴らしい憲法を変えてはいけないと思う。
15. 第9条と自衛隊の問題は、自衛隊創設時から違憲か合憲かで今もなお決着がついていない。だが、「今」だからこそこの問題に終止符を打つべきだと思う。日本国憲法ではすでに前文で自国の平和を諸国民の公正と信義に信頼を寄せることによって保たれるとしている。この理想実現のためにも、日本は国際問題の平和的解決に率先して取り組むべきだと思う。
16. 「国際平和を誠実に希求」し、「陸海空軍は、これを保持しない」というのはとても勇気ある行為であり、世界に誇れるものであると感じるから。
17. 戦争の放棄を憲法として定める必要があると思うから。戦争のために莫大な予算を費やし、数知れない多くの人々の心や体を傷つける。人類と地球の破滅を促す戦争という行為は二度とあってはならない。現に9条の解釈の正当化による改正や廃止を求める声があり、人々の戦争に対する見方が軽視されつつあるようで不安に感じている。もし、この条文がなくなってしまったら、戦争推進の考えをもつ人々の力が強まる可能性が高まる、と思う。そのことを抑えるためにも、この条文はなくてはならない存在だと思い、また、公の条文であることで、人々に戦争への関心を抱かせ、維持させる、という意味でも大切である。
18. 第9条については、いろいろなところで様々な意見が交わされています。私は初め、“確かに自衛隊は軍隊だと思うから、今のままで違憲だと思う。しかし、自衛隊がなかったら困ることもあるだろうし、憲法を改正すべきだ！”と思っていました。お茶高でも規約が現状と合っていないから、と見直しを行い、改正も行っています。それと同様に、日本国憲法もときと共に見直しや改正を行うべきだ、と思っていました。しかし、インターネットでコスタリカについて書かれたサイトを見つけ、コスタリカと比べ日本は…、という気持ちになりました。実現が難しいからと妥協するのではなく、難しいことだけ実現させていかなければ！という気持ちを抱きました。第9条の存在はこれからの日本に必要なものだと思います。それも解釈憲法なんてものを除いて。だから、大切だと思いました。
19. この国が平和になったのと、今も平和であるのは、この9条があるからだと考えるからです。今年は戦後60年ということでテレビでも様々な番号で第二次世界大戦に触れる機会がありました。9条の含まれない大日本帝国憲法下の時代はどうであったか。何も戦争を止める力がないと、まず思いました。戦争は軍を中心に起こすものです。私たち一人一人の平和への願いは残念ながらその大きな権力に対する抵抗への大きな力にはならないと思います。しかし、その私たち一人一人の願いが憲法とい

う形になって、戦争に対するブレーキがかかり、平和な毎日が送れると私は思うのです。現に、9条改正という話題もありますが、仮になくなってしまったとしたら、「世界平和のため」という名目などで軍を送り、絶対に戦争に巻き込まれるでしょう。だから私は、この9条は日本が平和であるための重要な力であるということを確信し、大切だと思うのです。

20. 昨今問題になっている自衛隊は、第9条の「改釈改憲」が核心となっている。今まで自衛隊は「限定的かつ小規模な侵略に原則として自衛で対処する」という方針の下で、専守防衛の基本姿勢でのぞんできましたが、1999年にいわゆる「周辺事態法」が成立し、日本周辺で発生する有事に際して、自衛隊がアメリカの軍事行動を後方支援する方向が固まった。私は、好戦的思想と勘違いされるかもしれないが、このままでは軍備に関して条文と相違が生まれ続けるので、第9条の見直しが必要だと考える。

2位 第11条 [基本的人権]

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

1. 人は生まれながらにして平等であることや、幸せになる権利があるなど、すべての権利の根本がこれにあると思うので。
2. 思想や身体の自由を奪われ、何の権利も持たない人は奴隸である。国民の基本的人権である思想や信教や言論の自由は、すべての人間が奴隸としてではなく人間として幸せに生きるために、必要不可欠なものであると考えるから。
3. 人身売買がいまだに世界中で行われているといわれている現在、侵すことのできない永久の権利として、人が人として生きていく上で欠くことのできない条文であると思うから。
4. 基本的人権の尊重は日本国憲法の三大原則の一つです。憲法97条でも述べられているように、人類が自由を獲得するためには長年の努力がなされてきました。去年世界史の授業で学んだように、この法を得るために大勢の人の血が流されました。その甲斐あって、今私達は公共の福祉と法に反しない限り、日本国憲法第3章に書かれたように、法の下に平等であり、奴隸的拘束を受けず、思想・宗教・表現・学問など、あらゆる全ての決定ができます。だから私は第11条が大切だと思います。
5. 基本的人権の尊重とそれによって保障される権利は現代の日本社会の基盤を成しており、人々のものの考え方の前提となっているから。ただ、11条の「権利」の面だけでなく、12条で述べられている義務や制約（「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。…これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」）とひとまとまりにして考えていかなくてはならないと思う。
6. 大日本帝国憲法との大きな違いであり、私たちが生き生き暮らしていくには不可欠な条文であるので。
7. 私が第11条を選んだ理由は、基本的人権が現在のみならず、将来にまで保障されると記載されてい

るからだ。基本的人権は侵すことのできない永久の権利であって、それを未来の、私たちの子孫にまで保障することは、日本がこれから更なる発展をしていく中でとても大切なことだと思う。

8. 基本的人権の中には、自由権、社会権など、様々な権利があり、国民にはどの権利も欠くことなく保証されなければならないと思う。そもそも、私は、国家は、その国民が、安全に、飢えることなく、人間としての尊厳を守られた生活ができるようにするためにあるものだと考えるため、その国家の憲法では、基本的人権についての保障がなされているべきであるから。

3位 第13条　【個人の尊重と公共の福祉】

第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

1. 日本は急激に少子高齢化が進んでいる。町中にも高齢者が目立つ。しかしその急激な進行の中で、高齢者が「自分の存在意義が分からぬ」という発言や、私が成人になって少なからず予想されるであろう「たくさん子供を産め」と言われそうな風潮がある。日本は福祉施設や、女性が子供を産みやすい環境作りには、決して成功とは言い切れない。個人の尊重を考えるために、この条文は日本の未来のために必要不可欠だ。

2. 生きているのに、個人として尊重されなかつたり、自由がなかつたりすることは“生きている”というよりもむしろ、“動いている”といった方がいいのではないか感じる。最近、尊厳死や延命治療など生命倫理についての議論が盛んに行われているが、それらは患者の“個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重”はどうされるべきなのかということに繋がる。自分らしく生きることは、自分の幸福や自由をどう捉えるかということを考えることから始まる。その点でもこの憲法は重要である。

3. 全国民の生命、自由及び幸福追求に対し、最大の尊重を必要とするというこの第13条は、いつの時代も国民にとって大切な条文だと思います。自分の幸福を追求しない人間なんて滅多にいないでしょう。でも、新しい人権である環境権などはいまでも13条を使っていないで、早く憲法に入るべきだと思います。

4. 北朝鮮やフセイン時代のイラクなど、国民が個人として生命・自由などの権利が尊重されていない国々を見るにつけ、個人の自由が保障されている国に生まれてよかつたと思うから。

5. 同じ人間として生まってきた以上、誰もが尊重されるべきだと思うから。誰もが同じ権利を有するという点では第11条とも似ているが、第13条の“公共の福祉に反しない限り”という部分が大切だと思いこっちを選んだ。自分の権利を主張するだけでなく、他人の権利も尊重すべきだから。

6. 個人の尊重と公共の福祉、氏の選択に関する問題で、よく第13条違反が議論されているようだが、“憲法上の権利”を考える上で重要な法であると思うから。

7. 今の世では、個人が尊重されることは当たり前となっているが、第二次世界大戦前の日本では、各時代毎に、殊に低い階級（農民、労働者などの一般市民）は、権力者によって各々の権利を抑圧され、

時に家畜や道具のように扱われていたそうだ。彼らの苦しみを考えると、この条文は大変画期的大切なものだったのだろう。仮にもし、そのような生活を現代で強いられたらば、私はきっと耐えられないだろう。そう考えてこの条文を選んだ。（また、最近知人が「公共の福祉」を尊重するということで、国から彼の土地を売却するよう頼まれた話をしてくれた。その金額が7億円。正直な感想は、「うらやましい。私の家も是非買ってほしい。」その話からも私はこの条文に興味を持った。…しかしこれは大切に思う理由ではない。）

8. 「個人が尊重されるべきであるが、それが公共の福祉に反してはいけない」というのは、多くの人間が一つの共同体として生きることにおいて最も基本的なことであると同時に（それが成り立たないと共同体として存在できないから）、一つの国という共同体の象徴であると思うから。
9. 少しずれるかもしれません、友達と「お茶高のいいところは“出る杭”でも打たれないところだね」と話したことがあります。それぞれの個性が360通りに輝いている気がします。（360本の出る杭…！）人として一番嬉しいのは、自分が自分として、他人に認めてもらえることだと思うので、13条の「最大の尊重」というのはよいと思います。また、「幸福追求」ってとても内容が広い言葉ですが（何が“幸福”なのか）、なんだか好きな言葉です。

4位 第25条　【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務】

- 第25条　1　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
1. 国民誰もが、急に病気になったり、高齢で働けなくなったりして、自分で自分の生活を支えられなくなる可能性をもっている。自分の力で生活ができなくなったとき、頼るのは国しかなく、すべての国民に清潔な寝床と食事を保障し、人間らしく生きられるよう保護することこそが国家の使命であると思うから。
 2. 第25条は生存権に関する条文である。国家をつくっているのは国民であり、国家が一番大事にするべきなのは国民である。その点で、すべての国民について最低限度の生活を営む権利を保障し、同時に国が生活部面における社会福祉その他の向上及び増進に努める義務負うこと明確にした第25条は大切であると思う。
 3. 他の社会権、教育を受ける権利や勤労の権利も健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を中心として成り立つものであるから。しかし、実際は朝日訴訟の判決にみられるように、第25条は国の政策上の検討を示しているにすぎず、この権利を具体化するための法律の制定が求められる。
 4. 朝日訴訟などで非常に印象に残っている条文だったので選んだ。日本の社会保障制度を発展させるのに大きな役割を果たしたと思う。
 5. イギリスの産業革命以降資本主義が発達して貧富の差が目立ち社会問題に発達した。人間らしい生

活を求める権利を保障する必要ができ20世紀に新しくできた社会権だった。その中の生存権が健康保険、年金保険、失業保険、社会福祉、公的扶助（生活補助）、公衆衛生など健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しているので選んだ。8/30公示の選挙の各党マニフェストにも9条、25条が問題視されていた。

6. 私がこの憲法を好きになった理由は、自分のことだけではなくまわりにいる人たちのことも考えるよう、と言っているような気がするからです。人間一人一人助け合うことによって大変なことも簡単にできるようになると強く思うからです。また、この憲法は生存権というもので私たちは国に対して人間らしい生活ができるように頼んでいると書かれてありますが、それは私たちの生きる権利でもあると思います。

7. 「平和」も「幸福追求」も、まずは国民が健康で、人間らしい生活が送れていないと達成は望めないと思います。「人間らしい最低限度の生活」の基準ははっきりしていないけれど、「文化的」という言葉に集約されている気がして、作った人はうまいなあと中学生のころから思っていました。自分を大切にし、相手も大切にできる心のゆとりは、健康で文化的な日々の生活あってこそ生まれるものだと思います。

5位 第14条　〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条　1　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的 又は社会的関係において、差別されない。

2　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3　栄誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

1. 第14条は、法の下の平等についての条文である。第11条や第13条で定められた基本的人権と個人の尊重も重要ではある。しかし、第14条で法の下の平等を定めることなしには、実質的な身分や社会的地位、人種、性別による差別を撤廃することは難しいだろう。基本的人権も個人の尊重もいまひとつ曖昧な規定であるがゆえに、14条の規定は平等とともにそれらを補強する役割をも果たしているのではないかと思う。

2. 法の下で優遇される人がいたとしたら、たとえ国民の多くにとって不利益な状況に陥るとしても、その人の有利なように政府や法律が動くだろうと考えられるから。一部の人のみが国から利益を享受するのは間違っていると思うため。

3. もし、生まれながらに家柄が悪かったり、貧乏であったり、女性であるというような自分では変えのない要因により、自分の将来の可能性が閉ざされていることが明らかならば、誰が努力をするだろう。個人が自己の能力を発揮するべく努力をする原動力になるものは、ある目標を達成すれば将来平等に評価されると信じることができることである。法の下の平等が保障されている社会は、やる

気をおこさせ生きる希望を与える社会である。

4. 男女共同参画という言葉が出てきて、学校でもジェンダーについて学習している中で、少子化に伴って、女性は昔のように家庭に戻るべきだ、ということが言われています。しかし、働きたい女性もいるだろうし、反対する女性も多くいるはずです。第14条はそういった女性を守るために必要な憲法だと思ったので、大切だと思いました。
5. 華族その他の貴族の制度は、これを認めないと断言しているのが良いと思う。同じ国の中、それ以前に同じ人間の仲間のうちで裕福な階層と貧しい階層があるのは許されないことである。高い階層の人の分まで低い階層の人が働いてはいけない。自分の生計は自分で立てていくのが当然だ。だから貴族の禁止は大切だと考える。
6. いまだに朝鮮・中国人が公職につけなかつたり（石原さんがやってることは完全に憲法に違反していると思う）、地方では部落差別が残っている現状があるから。
7. 日常的に人々は平等ではないと思うけど、だからこそ法の下の平等であること（裁判沙汰になったときなどに）が大切だと思うから。

6位 第26条 [教育を受ける権利と受けさせる義務]

第26条 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

1. 昔は女子は教育を受けられず、また、受けなくてもよいと思われていた。今でも世界では学校に行きたくても行けない子どもが大勢いる。そんな中、全員が義務教育を受けられるというのは幸せなことだと思います。
2. 私が今学校に通い、様々なことについて学ぶチャンスを与えられているのはこの条文のおかげだ。（厳密には高校は義務教育ではないから違うけれど、ここまで来れて、さらにその先に進みたいと思えるのはこの段階があったからこそ。）海外の映像で学校に行きたくてもいけない子供達を見ると、いかに自分が恵まれているのかを考えてしまう。もっともその子供達は家計のために働かなくてはならないという事情があり、私は日本の豊かさにも感謝しなくてはならないのだが。（もちろん親にも）
3. 私は教育を受けるということは、人生や生きていく中でとても重要と考えているので、この26条は大切だと思いました。日本史で勉強したように（世界史でも）教育というのはすごい力を持っています。それは例あげると皇民化教育。国全体が教育によって管理されてしまいました。この例は、良くない例なのですが、もし国民が偏りのないいろいろな方向性から見た教育が受けられたとしたら、将来は開けてくると思います。社会で働くことはもちろん、自分の考えを持つこと、普段生活していくことは、教育を受けたからこそできるのです。だから、この26条は大切だと考えました。

4. この憲法は教育を受ける権利・義務が書いてある。世界には教育を受けたくても受けすることが出来ない子供達がたくさんいる。それなのに私達は教育を受けることができるし、義務教育終了後、高校や大学、専門学校に進学する、しない、まで選択することができる。いかに私達が恵まれているか、再確認させてくれる憲法だからだ。
5. 第23条ともつながるが、教育については少なくとも「機会の平等」は必ず保障されなければならぬと思うから。つまり、学びたい人が学べる社会でなくてはいけないと思う、ということ。
6. 「学力低下」と騒がれていますが、こうして憲法に明記されることによって、自分達が、義務教育を受けることができるのであって、いつの間にか受け身的になってしまった“教育”を見直すことができました。無償による義務教育のおかげで学問や、生活にまつわる知識を、生活環境に関わらず、習得することができているので、重要だと考え、選びました。
7. この条文は読んだときに歴史を感じられたので選んだ。この憲法が制定される以前には基本的人権の犯されるような事件もあつただろう。そしてそれを改善するために多くの人の努力があつただろう。そういう失敗や努力を忘れないことで憲法は多くの人から理解され、大切にされるのではないかと考えた。この条文では基本的人権についてしか書かれていないが、戦争など何についても言えることだと思う。私たちは当たり前のように学校に通っているけれど、それはこの第26条のおかげだから、この条文を選んだ。どんな子供も教育を受ける権利があるのに、それを国が保障しないのは間違っていると思うからだ。たとえ国民主権だと国が言っても、それを知る人が少なければ本当の国民主権ではないのではないか。“自由”とか“平等”とか“権利”とか、知らなければ何もできない。そういう意味で、一番大切な条文ではないかと思う。
8. 教育は社会の助けなくしては行えないものである上に、教育を受けてみないとその有難さは分からぬ。教育なくしては今の私やみんなはなかったと思う。一方で教育は、洗脳のように根本から人に影響を与えるので、どのような教育が行われるかには常に注意する必要がある。

7位 第1条　〔天皇の地位と主権在民〕

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

1. 国民が主権者になってはじめて国民のための政治が行われると思うから。
2. 国民主権を定めているから。明治憲法時代、天皇の名の下に戦争が行われ、国内外に多くの犠牲者を出した。日本国憲法の下では、天皇は支配者ではなく、単なる国の象徴にすぎない。そしてそれは、実際に国を動かすのが私たち国民だということを同時に示しているのである。
3. 太平洋戦争における、南京大虐殺や沖縄戦に代表される旧日本軍の残虐行為は、天皇大権を認め、国民に思考と政治参加を許さぬ概念に基づいたものであった。よってこの日本国憲法の条文の冒頭に、天皇を国政の主権から切り離しそれを国民に与える事を明確に宣言するこの条文を置くことは、国民

主権だけでなく、戦争という観点から見ても重要なものであると思う。

4. 大日本帝国憲法で、主権在君だった日本が、日本国憲法でいちばん冒頭に書いた深い意味が、興味深いし、天皇主権であるために歩んで来た道・歴史を変えようという意思への変化が、学ぶべきものだから。
5. 元首であってはならないと思うけれど、その存在が消えてほしくはない天皇を、戦後の日本の体制と共に存させてくれる表現だと思うから。
6. 天皇を日本国・日本国民統合の象徴とするこの一文に、そうではなかった明治憲法の制定から最悪の悲劇に至ってしまった根源とも言える“天皇の在り方”的大きな反省が込められているように思える。また、天皇を象徴として、その存在を維持したこと、つまり国民にとっては戦前“神”であった故、実際国民に天皇は心の支えとなっていた部分が多少たりともあった（と思われる）ことで、戦後の復興に大きく貢献した重要な条文であると考えるから。
7. この条文は、日本国憲法の骨組みの大前提である内容だと思う。大日本帝国憲法まで、主権は天皇にあり、天皇が絶対的な権威を持っていた。主権が天皇から国民に移ったことは、大きな意味を持つ変化で民主主義への第一歩である。國民主権により、国民が個人の意志を持ち、政治に参加することができるようになった。今の政治があるのは、第一条があるからだと思う。このように民主主義のもとになっている、という点で、大切である、と考えた。

8位 第97条　【基本的人権の由来特質】

第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

1. 「『将来』の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として『信託』されたもの」という記述が、この憲法の将来への期待と連続を示しており、現在の幸福だけでなく未来の国民の幸福を願っている点で素晴らしいと思う。また、短い記述の中に自由獲得の道のりへの誇りの言葉が記されているが、この記述は、自由は努力無しでは得る事が出来ない、という後の人々への戒めになる。
2. 基本的人権についての条文は他にもあるが（ex. 第11条）、この条文が一番熱い文章だったから。基本的人権なんてそもそも（私にとっては）漠然とした概念で正体のわからない言葉だが、この文章を読む限りでは避けてはいけない大切なもののように直感的に感じられた。
3. 基本的人権が偶然落っこちてきたものでなく獲得されたものだということを気づかせてくれるから。基本的人権を、「侵すことのできない永久の権利」という最高の物（?）として表現することによって、ないがしろにすることを厳しく戒めているような感じがするから。
4. 最高法規として、基本的人権の本質について述べられているのは重要なことであると考える。基本的人権はどういったものであるかということをはっきりと定義されることは、他の憲法を組み立てて

いく上でも、必要不可欠なことではないだろうか。20世紀に起こったような悲惨な戦争を再び引き起こさないためにも、永久に犯されることのない権利として与えられる人権を各自が考え、その意義を意識することは必要だろう。

5. 例えば投票率の低さや、マスコミの行き過ぎた個人の私的情報の報道など、広い意味で「権利」が国民の意識の中に薄くなっているように思われるが、「権利」を見直すなら、この条文にはヒントがたくさんつまっていると考えるから。（保障されているということ、努力の成果であること、永久であることを自覚すべきである。）
6. 基本的人権は、「現在及び将来の国民に対し」て「信託されたもの」であるということは、つまり、私たちは今までの人たちに信託され、預かったこの権利を、将来の人たちに渡す義務があるということで、憲法の問題は私たちだけの問題ではなくて、将来の人たちのことも考えるべき問題であるということだから。
7. 基本的人権を永久の権利と謳っていることで有名な97条だが、私はその他の点に注目してこの条文を選んだ。それは、基本的人権を「人類の自由獲得の努力の成果」と表現している点である。この「人類」とは、果たしてどのような意味で使われているのであろうか。基本的人権の保障を目指し、支配者の権力を制限しようとする運動として、主に、欧米の市民革命が上げられる（権利章典、米独立宣言、フランス人権宣言等）。では日本ではどうだったのか。自由民権運動や大正デモクラシーはその一端ではあるかもしれないが、全ては帝国憲法下の動きである。ここに表現される「人類」という言葉を通して、私たちの今守られている人権は誰の手によって日本人に与えられたのかを考え、また、「多年にわたる努力の成果」という言葉から、生まれながらに持っているとされる基本的人権を得るために多くの困難と犠牲が伴っていることを改めて考え直すべきだと思う。
8. 明治憲法では「法律の範囲内」での保障に限られていたが、今ではすべての国民に「侵すことのできない永久の権利」として、三大基本原理のうちのひとつとなっている。今の私たには、この権利は当たり前に感じているが、人が生きていく上で、侵されてはいけない、大切なことであると感じたから。

9位 第12条　〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

1. 私はお茶高に入り、「自由」のためには個人が「義務」を果たすことが必要不可欠であることを実感した。だから第12条の「自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。」という部分を読み、保険金を納めない人、選挙に行かない人、働かない若者がいるというように、忘れがちになっているので、ぜひ一度皆に確認してほしいと思ったから。そして、この条文が守られれ

ばもっと住みよい国になると思うから。

2. この条文は、国民が一方的に憲法の福利を享受する“だけ”ではなく、国民も努力してこれを保持しなければならないということを表しているから。権利は国から単に与えられるだけのもの、と考えず、常に国政に関心を持って参加すべきだという思いが込められている気がするのです。
3. 基本的人権を含む権利や自由は、私たち国民の不断の努力によって、保持しなければならないとするこの条文は、この権利が保障されている状態を持続させていくことを私たち一人一人に求めていると思う。私たちは法に守られていながら、またその法自体を守っていかなければならない存在である。そのことを国民一人一人は意識していなければならぬと考えるため。
4. 第11条の「基本的人権の本質」もあるけれど、あえて12条にしたのは、「国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」という文章が、とても気に入っているからだ。私達は今の生活に慣れすぎていて、あるのが当たり前に感じてしまっているが、この権利を獲得するまでには、たくさんの人々の努力があった。その人達の思いを無駄にしないよう、国家に任せるとではなく、自分達が努力する、ということを忘れてはいけないと思う。
5. 以前に現代文の教科書で読んだのですが、私達は身の回りにある権利を当然のものと思い、それを保持する努力を怠っていると、その隙を狙って独裁政権が誕生するそうです。（なんだか極端に書いてしまったかもしれません）確かに私達は、昔の人が命懸けで獲得してきた権利に対して、それを簡単に受け入れ、普段の生活で有り難いと思うことはなかなかありません。この第12条は、そんな私達に対する警告のように感じます。不断の努力は抽象的かつ難しいことだけれど、自由や権利に恵まれている現代こそ必要ですね。
6. 保障されている自由・権利を保持する責任が国民にあることを明記し、その自由・権利がどのような性質のものであるかということを示しているから。表現が少し抽象的で、意味するところが何であるかがすぐにはわからないかもしれないが、「自由・権利は何もしなければ失ってしまうものであり、他人の自由・権利を侵さない自由・権利が国民の持つ自由・権利である」という非常に重要なことを言っている条文である。
7. この条文は第11条の条文と共に、憲法における基本的な考え方であり、もっとも重点をおかれていると考えました。“国家”に属する“国民”としての生きていく上での重要性に対してもこの憲法の条文がこれからもはずせない内容だと考えます。

[10位 第24条 [家族関係における個人の尊厳と両性の平等]]

- 第24条**
- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
 - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

ない。

1. この日本国憲法が制定される前は、親が決めた人と結婚ということが少なくなかったようです。また家父長制が浸透していました。しかしこの第24条には両性の合意や夫婦の同等の権利を述べています。制定当時の日本人にはなかった考えではないでしょうか。この憲法草案の作成には、子供時代を日本で過ごしたアメリカ在住の日本人女性が関与していて、彼女が女性の権利を強く主張してくださったとのことです。もしこの条文が無かつたら、私は大学卒業後、好きでもない人と結婚し、自分の夢を諦めて夫に尽くしていたかもしれません。彼女への尊敬の念も込めて、私はこの第24条をベスト3に入れました。
2. 父親の親権が極めて強く、男女不平等であった旧い家族制度を根本から変えていく原動力となったような条文である。家族制度の変化は一朝一夕に進むものではなかったが、家族生活における個人の尊厳が国民の意識の中に徐々に浸透していくのに寄与したと考える。今では、本人が望まない結婚を親から強いられるということも聞かれなくなった。
3. 戦前の大日本国憲法において家庭内の女性の権限はとても低いものであった。女性が男性に劣るというような考え方の元に作られた憲法が、戦後の政策よって夫婦間の権利が等しくなった。このことは、多くに女性にとって喜ばしいことであったのと同時に、これから結婚するであろう私たちにとても意味があり、これからも守られていくべきものであると考える。少子化は女性が家庭にいなくなつたからだというような考え方は戦前の考え方を引きずっているように感じる。
4. 日本の中で男女平等を明確に示した最初の文書だから。この条文はGHQで草案づくりに関わった唯一の女性シロタ・ベアテさんが、最後まで守りぬいたものです。この短い条文に至るまでにはずいぶん困難があったそうです。最初彼女は今の人から見ても画期的な男女平等な規定などを盛り込みましたが、「憲法は法律ではないから」というGHQ内の反対に合いました。またこの草案を受けて、帝国議会側は「日本には男女平等は早すぎる」とまで言ったそうです。しかし、今この条文があり女性が社会進出できるようになったのも、彼女の努力のおかげです。中にはこの憲法はアメリカから押し付けられたものだから良くないと言っている人もいますが、日本人だけが作ったら決して24条のような条文は入れられることがなかつたと思います。
5. この条文の制定にあたり、ベアテ・シロタ・ゴードンが尽力したということはあまりにも有名である。この条文が、まだ不十分とはいえども、現在の、戦前と比べると飛躍的進歩とも言える、女性の社会進出や労働環境の整備を促すことを可能にした一因であることは疑う余地がないため。
6. 女性は男性よりも低い立場におかれやすく、歴史的にもそうであったので、このように憲法で「両性の平等」を定められたことにより、女性が暮らしやすい社会になったから。
7. 家制度が根強く残っていた制定当時にとっても、また「少子高齢化になったのは昔の“伝統”が崩れたからだ」なんて発言が意外にも支持を集めてしまう現在にとっても重要な重要だと思うから。この条文は「家庭生活における」ものだが、(現代まだまだ問題点はあるものの)社会における女性の権利を保

障する法律の制定にも、この考えは欠かせないものであったと思うから。

8. 男女平等の考え方ではなくてはならないから。第24条が削除されようとしているという話を聞いて、印象に残っていた。

9. 男性も女性も同じ人間であり、性によって差別されなければならないと思う。また、結婚は人から強制されてするものではなく、自分自身の自由な意志で行われるべきものだと思う。封建時代のように、女性が家の嫁としてのみ見なされて、自由を奪われるのは、間違っている。1人の人間として社会参加や社会貢献ができるような、個人の尊厳をきちんと憲法で認められているのがすばらしいと思う。

10. 少しづつ、男女平等が進んできているのは、このおかげだと思っているから。

11. 社会に出て仕事をもった時に、男女平等に評価してほしい。

生徒の自由記述

1. [前文について] 日本国及び日本国民統合の象徴とは言え、第一章に天皇のことが書かれているのは個人的に気に入らない。しかし、それよりも大切なとして國民主権、基本的人権の尊重、平和主義を前文で謳っているのは、この三つを何よりも大切にするという姿勢を明記していて非常に良いと思う。ちなみに「われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」の部分の「名誉」というのはしばしば悪い意味で使われがちだが、ここではそのような意味ではなく、唯一の被爆国として精力的に平和維持に協力したいという前向きな姿勢を打ち出しているものだと私は考える。この文は、戦争を知らない私のような国民にも「平和を作ろう！」という気を起こさせる、とても素敵な文だと私は思っている。

2. 課題にあたって初めて全条文に目を通してみました。今回上に選んだ3つは「自分に出できだけ馴染みのあるもの」という観点からかなり主観的に選んだので、本当に“最も大切な？”と思われることは想像に難くありませんが、私はこの3つが現段階ではそう思ったので理由もできるだけ思った通りに書きました。選挙や内閣その他はまだとても身近なものには感じられないということもあります。

3. あらためて日本国憲法を読んでみて、とにかく「こんなに良い国の良い時期に生まれてよかったです…」としみじみ感じました。現在行われている政治との矛盾も多々ありますが、大切にしていくべき憲法だと思いました。合衆国憲法など、外国の条文も読んで比較したくなりました。

4. 「大切」と思う理由は、「どうにかした方が良い」という意味で考え、選びました。(憲法は、作られる上で「大切」な内容を含んでいるのはもちろんので、「注目すべき」ことに注目しました。)

5. 3つを選ぶのは大変だったけれど、今まであまり読んだことのなかった日本国憲法を読むことができて良かったと思います。第一章にある天皇についての記述が特に興味深かったです。

3. 生徒の関心、取り組み

図表1は横軸に憲法第1条から第103条まで(罫線は10条ごと)、縦軸に3クラス120名の生徒を取ったものである。一見して第1条から第30条までの「第1章天皇」「第2章戦争の放棄」「第3章国民の権利及び義務」と、第97条から第99条の「第10章最高法規」を中心とする縦4列に得票が集中している。

第1位は予想どおり圧倒的に第9条、第1条の天皇条項は第7位で、この条文後半の国民主権、現在の天皇制への支持、共感が見られる。他の7項目は後述するベアテ・シロタらGHQ民生局の人権に関する委員会のメンバーが心血をそいだ第3章の人権条項であり、残りの第8位の第97条も基本的人権が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって」「侵すことのできない永久の権利」であるとする条項である。

課題を義務的に終了させようと思えば、はじめの第20条ぐらいまでを読むうちに「最も大切だと考える条文」は容易に3つあげられるだろう。わかりやすく重要な条文が連なる前半に対し、第4章(第41条)の「国会」以降、第9章までは「内閣」「司法」「財政」「地方自治」「改正」とつづく。選挙権のない高校生にこれらは前半ほど身近な問題ではなく、得票が少ないことが推測できる。このため立法、行政、司法の中間部を越えて読み進み、あるいはその意義を知っていてなのか、第97条が第8位に入ったことは意外であった。さらに中間部の条文を選んだ11位以下についても、少数者であればこそ資料化して紹介すべきであったかもしれない。

生徒の取り組みの姿勢としては、例えば「第9条、第11条、第21条」を選択し、「第11条は基本的人権を全ての国民に永久の権利として保障しており、これにより全国民が人間らしく生きられることが約束されるから」という60字程度の短文も複数ある。しかし前出のように200字以上の理由を並べ記す生徒も、多数いた。「一応すべての条文に目を通した」と記したり、発言する者がいたことからも、概ねまじめに取り組んだと思える。

この課題のために生徒が新たな学習に取り組んだ形跡はどうか。残念ながら明確には見あたらない。しかし日常の学習、学校生活、沖縄への修学旅行などへの言及から、これを機会に過去のさまざまな分野の学習や知識、体験をふりかえり、考えをまとめようとしたことがうかがえる。憲法についての知識、理解は、不正確な面もあるが、意外に知っている、理解しているとも言えるのではないだろうか。但しイメージや印象というレベルであり、具体的な記述は少ない。解答に具体性を求めなかったことが原因だろうが、より現実に即した具体的な憲法学習の必要を自戒した。

3年生必修「現代社会」において「憲法第24条と私たち」のテーマでおこなう憲法学習は、45分の授業2時間に限定された授業である。そのうえ各教員が学期に1度(2時間)という断続的な授業で、多くの生徒とは授業で接していない。この授業の場合は6月以来5ヶ月ぶりの授業であった。そのため第1時の冒頭からテーマに踏み込めるよう、事前に課題を提出させ、生徒をひきつける導入の教材としてそれらを資料化した。

第24条については、実は上位10位以内に入るとは予想していなかった。在籍者120名のうち11名が第24

条を大切な3つの条文のひとつとしてあげている。しかし今にして思えばこの関心、評価は本校でのさまざまな授業、学校生活のなかで得られたものであろうし、そのわりには数が少ないとするならば、両性の平等、女性の権利とは言わずとも、他の人権条項をあげたうちに含まれているのではないだろうか。

11名中3名が名前をあげた第24条の草案作成者ベアテ・シロタについては、別の科目などで既習したかとも考えたが、テレビや新聞などで知ったとのことだった。2005年という戦後60周年の年であり、改憲論議が進むなかマスコミの憲法報道も増えていた。

4. おわりに

授業では第1時の冒頭にプリント4枚(15ページ)にまとめたこれらの資料から、①分布状況(図表1)、②上位10位(表1)、③「理由」の概況、④第24条をあげた「理由」についてふれ、第2時に第24条をとりあげることを予告して日本国憲法制定の過程を学習した。各条文や第24条への関心を効果的に高めることができたと思う。

しかしこれだけの資料があれば生徒の発表、話し合いなどに発展できた教材であり、その機会を持てなかつたことを残念に思う。また提出された「理由」が漠然としていたり、不確かな知識に基づくものであることなどについては、調べさせたり授業でとりあげることができなかつたことも心残りである。

授業者としては、この課題によって生徒の憲法および第24条への関心、意識、評価の適度な存在、またベアテ・シロタを知る生徒がいることを知ったうえで、「憲法第24条と私たち」の授業にのぞむことができた。課題では個別の条文をとりあげたが、授業では第24条が単独に成立、存在しているのではなく、他の条文と互いに深く結びついていること、そしてできれば103の条文が有機的に憲法を構成していることを伝えたいと考えた。今後余裕があれば、英文の日本国憲法も教材になりうるのではないかと考えている。

註

- 1) 1年次「現代社会」、「地理A」、2年次「世界史A」、「日本史A」各2単位、3年次「現代社会」1単位が必修科目である。
- 2) 紀要本号の別稿「憲法第24条と私たち」参照